

## 円山川流域懇談会 公開方針

円山川流域懇談会（以下、「懇談会」という）規約第6条に基づき、懇談会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

(1) 一般傍聴者の申し込みの受け付け

- ・懇談会当日に、会場にて受け付けることを基本とする。
- ・可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議の開催案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、豊岡河川国道事務所のホームページに掲載する。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料及び議事録については、豊岡河川国道事務所のホームページに掲載する。
- ・会議資料等において、公開することが不適切と懇談会が判断した資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）については公表しない。

(4) 記者会見

- ・懇談会終了後の記者会見は行わない。ただし、座長が必要と認める場合は、この限りではない。
- ・記者会見を行う場合は、一般傍聴者も傍聴できる。

(5) その他

- ・審議中における一般傍聴者の発言は、これを認めない。